

---

## 令和 8 年度 福祉系高校修学資金 募集要項

---

福祉系高校修学資金は、福祉系高校に在学し、介護福祉士を目指す方への給付金ではなく**貸付金**です。**奈良県内**の事業所等で**引き続き 3 年間 介護職員等の業務に就き**、随時必要な書類を提出したときは**返還免除**を受けられますが、それ以外のときは**返還する必要があります**。

申請を希望される方は、この募集要項を十分お読みになり、**借りる**という自覚を持って申請してください。

|      |                        |                      |
|------|------------------------|----------------------|
| 申請期限 | 学 校                    | ご担当者へお問い合わせください。     |
|      | 奈良県社会福祉協議会             | 令和 8 年 6 月 2 2 日（必着） |
| 申請方法 | 申請書類一式を学校担当者に提出してください。 |                      |

令和 8 年 4 月

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

## 1 目的

この貸付事業は、介護福祉士の資格取得を目指して福祉系高校に在学し、資格取得を目指す学生に対して修学資金を貸付け、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保・定着を図ることを目的としています。

## 2 対象者

次のすべてを満たす学生

- ①卒業後、県内の施設・事業所で介護職員等の業務に従事しようとする意思がある。
- ②学校長の推薦がある。
- ③他の都道府県から同様の修学資金の貸付を受けていない。

## 3 募集人数

15名程度

## 4 貸付内容

|      |  |
|------|--|
| 貸付期間 | 在学する期間（正規の修学期間）  |
| 貸付額  | 修学準備金 3万円以内<br>（こども・福祉科2年、専攻科1年に限る。）<br>介護実習費 3万円以内（年額）<br>国家試験受験対策費用 4万円以内（年額）<br>就職準備金 20万円以内（卒業時）<br><br>※返還になった場合、生活の負担にならないよう、貸付申請額は慎重にご検討ください。 |
| 利子   | 無利子<br>ただし、返還期限後は年3%の延滞利子がかかります。   |
| 資金交付 | 年1回（毎年7月末）   |

## 5 貸付金返還及び免除

|     |   |
|-----|---|
| 返 還 | 下記のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。<br>①福祉系高校修学資金の貸付契約が解除されたとき。<br>ア 退学したとき。<br>イ 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。<br>ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。<br>エ 貸付を受けることを辞退したとき。<br>オ 死亡したとき。<br>カ 貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。<br>②福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録しなかったとき。 |
|-----|---|

|      |   |
|------|---|
| 返 還  | <p>③福祉系高校を卒業した日から1年以内に奈良県内の事業所等で介護職員等の業務に従事しなかったとき。</p> <p>④奈良県内の事業所等で介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。</p> <p>⑤業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。</p>   |
| 返還方法 | 返還事由が発生した月の翌月から一括又は分割（3年以内）による。   |
| 返還猶予 | <p>下記のいずれかに該当する場合は、申請により返還が猶予されます。</p> <p>①福祉系高校を卒業後、奈良県内の事業所等で介護職員等の業務に従事しているとき。</p> <p>②貸付契約を解除された後も、引き続き福祉系高校に在学しているとき。</p> <p>③災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。</p>                                      |
| 返還免除 | <p>下記の<u>すべて</u>に該当する場合は、申請により返還が免除されます。</p> <p>①奈良県内の事業所等で引き続き3年間、介護職員等の業務に従事したとき。「3年間」は、在職期間が通算1,095日以上かつ実際に業務に従事した期間が540日（有給休暇取得日を除く）以上とします。</p> <p>②本会が提出を依頼する書類（介護職員等の業務に従事している証明書等）を提出したとき。</p> |

## 6 介護職員等の業務とそれ以外の福祉分野の仕事に就いたとき

- 「介護職員等の業務」とは、次のいずれかの施設・事業所での介護職員その他主たる業務が介護の業務（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等）を指します。

- ・ 介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所・施設
- ・ 同法に基づく第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所

- 介護職員等の業務に就かない場合でも、次の①②いずれかの業務に就いたときは、福祉系高校修学資金返還充当資金へ振り替える（手続き不要）ことにより、免除対象業務に読み替え、貸付を継続します。

- ①介護分野の事業所等における相談援助業務
- ②介護分野以外の福祉分野（障害福祉、児童福祉等）の事業所等における介護業務や相談援助業務

ただし、①②いずれかの業務に従事後、介護職員等の業務へ転職した場合は、貸付金返還となります。

## 7 連帯保証人

1名必要（申請者が未成年のときは法定代理人）

- ①連帯保証人は、貸し付けを受けた者と**同じ債務を負います**。貸し付けを受けた者の返還が滞ったときは**貸付金を返還しなければなりません**。就労し、貸付申請者と独立した生計を営む者としてします。

②基本的に連帯保証人は途中で変更するものではありません。修学生が転職等をした場合であっても、契約自体は修学生の転職等とは関係なく、連帯保証人は引き続き債務を連帯して負うことになり、返還免除もしくは返還完了となるまで契約は継続されます。連帯保証人になる際には留意ください。

## 8 申請書類

福祉系高校が定める期限までに下記書類を学校担当者へ提出してください。

- ①福祉系高校修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ②申請者及び連帯保証人（法人保証を除く）の住民票（発行から3ヶ月以内のもの）
- ③誓約書（様式第2号）
- ④連帯保証人の所得証明書（源泉徴収票は不可）【個人保証のとき】
- ⑤**法人保証を担う内容が記載された理事会議事録のコピー【法人保証のとき】**

福祉系高校は上記書類を取り纏め、推薦書（様式第3号）及び貸付推薦順位一覧（様式第4号）を添えて令和8年6月22日までに本会へ提出してください。

### 【注意事項】

- ア 申請書類は、申請者ご自身で記入・捺印してください。**連帯保証人欄は、連帯保証人が記入・捺印してください。**
- イ 修正液や修正テープは使用不可です。修正する場合は、二重線の上に印を押し、余白に改めて記入してください。訂正が多い場合は、書き直してください。
- ウ 書類の不備や不足があった場合は、福祉系高校を通じて連絡し、再提出していただきます。提出期限までに再提出されない場合は、申請を受付できません。
- エ 本会にて厳正に審査します。結果により貸し付けできない場合もあります。

## 9 貸付決定後の手続き

|           |   |
|-----------|---|
| 令和8年7月初旬  | 福祉系高校を經由して、貸付の可否を通知   |
| 令和8年7月下旬  | 福祉系高校を經由して、下記書類を提出<br>①借用証書（様式第5号）<br>②申請者（未成年者除く）及び連帯保証人の印鑑登録証明書<br>③振込口座申請書（様式第6号）、通帳のコピー |
| 令和8年7月31日 | 令和8年度分の貸付金を送金   |

### 【2年目も貸付を受ける場合】

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 令和9年7月中旬  | 福祉系高校を經由して、修学状況報告書を提出 |
| 令和9年7月30日 | 令和9年度分の貸付金を送金         |

【在学中から卒業、就職、返還免除に至るまで】

|         |  |
|---------|--|
| 在 学 中   | 退学、休学、復学等、在学状況に変化があったときは、本会が定める書類を提出   |
| 卒 業     | 福祉系高校を經由して、養成校卒業届を提出   |
| 就 職     | 5月31日までに下記書類を提出<br>①返還猶予申請書<br>②業務従事届 ※事業所等の証明が必要<br>③資格登録届<br>④介護福祉士登録証のコピー<br><br>2年目以降、毎年5月31日までに業務従事期間証明書を提出 ※事業所等の証明が必要 |
| 改姓又は転居等 | 改姓又は転居、他の法人へ転職、退職及び産休・育休等、ご自身の状況に変化があったときは、本会が定める書類を提出   |
| 返還免除    | 3年間介護職員等の業務従事後1ヶ月以内に返還免除申請書を提出   |

書類を提出されない場合は、貸付金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

実施要綱及び様式は、本会ホームページに掲載しています。必要に応じてダウンロード願います。

<https://nara-shakyo.jp/pages/314/>